

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柏原市長 富宅 正浩

| | |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 柏原市 (27221) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 奥山地区 (旭ヶ丘、田辺) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年11月13日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区の農地は現在良好に耕作されており、販売方法としては市場出荷や直売がメインである。地区の農業者の6割が70歳未満もしくは70歳以上でも後継者が就農しており、事業承継が進んでいる。地区の農地の8割は当面耕作が継続される予定であるが、後継者が未定等の残りの2割については、長期的には事業承継や新たな農地の受け手の確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主力作物はぶどう(ハウス及び露地)で地区の農地の約9割を占める。その他、一部みかんやキウイ、野菜等がある。
ぶどう産地の維持発展に向け、栽培においては、省力化を図るため自動開閉装置などスマート農業技術を導入する。
今後も、販売方法のメインとして、市場出荷(デラウエア)と直売・宅配等を実施する。また、市やJAが実施するPR等にも積極的に協力する。
大阪オリジナル品種(虹の雫)など、新たな品種の導入を積極的に検討する。
スポット的に人手が足りない時期の人材確保(雇用)についての方法を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-------|
| 区域内の農用地等面積 | 12 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 12 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内で現在、農業上の利用が行われている農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 現在営農している者が営農困難となった場合には、①家族②地区内の担い手(認定農業者、認定新規就農者など)③地区外の担い手(新規就農者など)の順で農地の貸付(継承)を検討することで、農用地の集積(集積の維持)を図る。 農業経営の承継については、バトンタッチ期間を設けて段階的に実施する。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 農地の貸借にあたっては、上記(1)の順に検討し、マッチング後は農地中間管理機構を通じて利用権設定を行う。 また、農地の貸し手からの希望に応じて、農地中間管理機構へ貸出希望農地の情報提供を行う。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地や耕作道の整備を検討する。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 新たな担い手を育成するためにも、ぶどう担い手塾の受講生や卒業生を地域として、研修やアルバイトで受け入れ、地域として担い手を育成する取組みを進めていく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| — |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|--------------------------------------|---|-----------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①市の捕獲事業に協力する。また、戸別の農地への被害防止については、JAと市が共同で実施する侵入防止柵の設置に対する補助事業等を活用し、各自での対応を基本とする。地区で定期的にメッシュ柵の点検を行う。
③⑤ぶどうハウスの自動開閉装置などスマート農業の導入をはかり、作業の効率化、生産性の向上に取り組む。